

随意契約理由書

一級河川 尻無川 尻無川水門開閉装置用切替機緊急修繕工事

西大阪治水事務所が管轄する尻無川水門は、高潮・津波発生時に閉鎖し、府民の生命と財産を守る重要な役目を果たす防災施設であり、津波発生時には迅速かつ確実に閉鎖しなければならない施設であることから、いついかなる時も問題なく動作することが求められる。

本水門において令和6年10月の試運転において異常音が確認されたため、11月にメーカー調査を行なったところ開閉装置の切替機内部より金属片が見つかった。その後12月5日に内部金属の分析結果が報告され、破損個所が切替機内部の出力側軸受であることが判明した。

開閉装置は、水門を開閉するための動力を伝える重要な機器であり、同装置が機能不全となった場合水門閉鎖が不可能となるため、防災機能保持の観点から同装置の機能確保は緊急を要するものである。

本修繕工事は開閉装置の機能を確保するために応急的に代替の軸を製作し、既設切替機を代替え軸に取り替えるものである。

本水門の開閉装置は大規模なアーチ型水門用の開閉装置で、その構成機器については特別に設計、製作されたものであり機構・動作において固有の機能を有している。従って、当該開閉装置の一部である切替機を修繕するためには、当該開閉装置の製作詳細図、既設構造計算書等を熟知し、かつ、図面等では表記されていない当該水門の設計・製作及び据付についての技術的な専門知識など特別な能力を有していることが必要であり、当該設備の設計・製作・据付を行った豊国工業株式会社関西支店以外にその能力を有する者がいないため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものとし、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第10号により比較見積を省略するものとする。